

令和7年度

**第22期第8回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和8年1月28日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和8年1月28日(水) 午前10時から10時48分まで

場所 内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網））に関する漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る令和8年度目標増殖量について
- 3 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（内水面）について
- 4 その他
 - (1) サイバーセキュリティ方針の策定について
 - (2) 次回の委員会日程等について

出席委員

大瀬 公 司 勝木 祥文 垣外 昇 中本 恵二 井上 亜貴
金岩 稔 大野 研 三谷 伸也 栗田 潤
(※斜体字 Web 出席)

欠席委員

西根 麻里

事務局

事務局長 小林 智彦
主幹 中西 健五
主査 葛西 学

行政

水産資源管理課
(漁業調整班)

係長 牧野 朗彦
主任 稲葉 駿

傍聴者

なし

計 14 名

○大瀬会長

ただ今から第 22 期第 8 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、委員総数 10 名中、欠席は西根委員、出席委員が Web 参加の勝木会長職務代理者、金岩委員、三谷委員を含め 9 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、勝木会長職務代理者、三谷委員にお願いします。本日傍聴人はお見えになりません。

発言にあたっては、議長に発言を求めている、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いいたします。

それでは、議案 1 「小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網）」に関する漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 - 1 ページをご覧ください。

令和 8 年 1 月 15 日付け、農林水第 24-4277 号で三重県知事から諮問書が提出されています。三重県漁業調整規則第 53 条第 2 項において準用する第 12 条第 3 項及び第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（牧野係長）

資料 1 - 2 ページをご覧ください。こちらが今回の諮問の内容になっています。三重県漁業調整規則第 12 条第 1 項に規定する、許可又は起業の認可に関する制限措置の内容及び申請すべき期間は、「小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網）」に関する漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針」と別紙である「小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網漁業）」に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」に定めています。

今回、許可の有効期間の満了に伴いまして、こちらの取扱方針及び別紙の取扱いを改正するため、意見を求めるものとなっています。

改正の内容は、令和 8 年 3 月 31 日で許可の有効期間が満了することに伴い、許可の有効期間「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」となっているものを「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」とし、許可の有効期間を三重県漁業調整規則第 16 条第 1 項に規定する期間（3 年）よりも短い期間（1 年）で設定します。

続きまして、許可又は起業の認可を申請すべき期間、現在「令和 7 年 2 月 4 日から同年 3 月 3 日」となっているものを「令和 8 年 2 月 2 日から同年 3 月 4 日」とします。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数ですが、現行「73 隻」を「72 隻」と改正します。

4 つ目ですが、実際のいまの運用にあわせた文言の修正となっています。別紙のその他

必要事項に「許可又は起業の認可を受けようとする者は、当該区域を操業区域とする漁業者が所属する水産業協同組合法人が設立した団体に誓約するとともに、当該団体の副申書を添付するものとします。」という文言がありますが、これを削除して、取扱方針の許可の基準に「(2) から (5) の規定により同順位である者相互間については、当該区域を操業区域とする漁業者が所属する水産業協同組合が設立した団体が行うしじみ資源の適正な管理に協力する者が優先されるものとします。」を追加します。

最後に、海面漁業においても海面における漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針があります。それにあわせて、当該取扱方針と別紙の取扱いにわけて二本立てで記載しているところを、漁業種類が1つであることから、この別紙の取扱いに記載されている内容を取扱方針にすべて反映させて、取扱いを削除します。具体的には、1-11 ページから1-14 ページに取扱方針があります。そこに書かれていない詳細なことが別紙の取扱いとして、1-15 ページと1-16 ページに書いてあります。漁業種類がたくさんある場合は、このようにわける方が良いのですが、今回は1つしかないなので、これをすべて取扱方針に盛り込みたいというのが今回の改正になっています。1-6 ページから1-10 ページが先ほどの別紙の取扱いの内容を反映させた取扱方針の内容となっています。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大瀬会長

ただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。

委員の皆さん、なにかご意見はございませんか。まず私からよろしいでしょうか。この1-2 ページの最後の「当該取扱方針と別紙の取扱いに分けて記載していますが、漁業種類が1つであることから、別紙の取扱いに記載されている内容を取扱方針に反映させ、取扱いを削除します」ということは、昨年提示していただいたこの議案とは違うということですか。

○水産資源管理課（牧野係長）

例年は、取扱方針と取扱いが別紙になっていますので、取扱方針の内容は基本的に変えることなく、別紙の取扱いだけを変えてきていました。ただ、実際のところ取扱いにあるのは、木曾三川しじみ貝けた網漁業の1つのみですので、内容としてはなんにも変わらないのですが、この別紙をなくして、すべて取扱方針に反映させ一本化するということです。

○大瀬会長

わかりました。

○大野委員

規則にある許可の有効期間を3年より短い1年にする理由は何ですか。

○水産資源管理課（牧野係長）

木曾川は、愛知県と三重県が入会いで使っている水域のため、漁業調整が必要ということで、通常1年としてきています。また、しじみの資源も変動が激しいため、1年許可にし

て様子をみていくという考えで1年許可にしています。

○大瀬会長

ほかにございませんか。

ないようでしたら、議案1については、県原案どおりとしてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○大瀬会長

全員異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨答申いたします。

続きまして、議案2「第五種共同漁業権に係る令和8年度目標増殖量について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2をご覧ください。

2-1 ページが「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」により算定した令和8年度の目標増殖量案で前回の委員会で協議していただいた数量となっています。

この数量を各漁業権者に示して、意見照会を行ったところ、1件桑員河川漁業協同組合から意見書が提出されました。

2-3 ページをご覧ください。意見として3点あります。1 漁場の面積は変化しているので、再調査をして現状にあった面積に改訂する必要がある。2 遊漁料収入が増え、放流費用を削減すれば、増殖調整係数が上がり目標増殖量が増えることに矛盾を感じる。3 桑員河川漁協の遊漁料収入は、魚種別にしていないため、8割をあゆの収入としているが、マスの放流量が多く、収入割合も多いと考えられるため、あゆの遊漁料収入の割合を見直す必要がある。1と2については、過去にも漁協から同様の意見があがってきており、この委員会でも課題であるとの認識で、取扱方針の見直しについて、ご意見をいただいているところです。3について、桑員河川以外の漁協は、業務報告書に魚種別の遊漁料収入が記載されていますが、桑員河川漁協の遊漁券は、魚種の区別がないとのこと。そして8割という数字については、現在保存している10年ほど前の資料をみると当時から8割で計算され、漁協の担当者と協議のうえ、決定した。との記載がありました。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、議案2について、ご審議をお願いします。

ただいま事務局から説明のありました意見書の内容について、なにかご意見はございませんか。

○金岩委員

議案2に異議はないのですが、取扱方針の見直しについて、継続的に審議を行っていくには、小委員会を設置して、細かなところを協議してから、この本委員会に持ち寄って議論するかたちが必要ではないかと思えます。このような現状に合っていないという意見は、桑員河川以外の他の漁協にもあるのかアンケートなどで聴いた方が良いのではないかと考えています。

○大瀬会長

今、小委員会等の話がありましたがほかの委員の皆さん、意見があったら出していただきたいと思えます。

○勝木会長職務代理者

以前に平瀬、浅瀬の面積の問題が出ていたと思えますが今の時期のように水が少ない時もそうですけど、県が調査して面積を出した時から考えると川の様相が大きく変わってきていると思えます。当時と同様の調査には、多大な予算がかかりなかなか困難であるというようなことを言われていましたが、是非もう一度このあたりを見直していく何らかの方法はあるのではないかと私は感じております。桑員河川漁協のみでなく、県全体にそれが問題になっているのではないかと考えています。

○三谷委員

この委員会で何回か出ている話です。問題が提起されましたので、いつまでに回答いたしましょうというようなタイムスケジュールを出して、検討していくべきだと思えます。どこにどのような問題があってできないのか、お金なのか他のものなのかを洗い出しをしていただいた方が良くと思えます。小委員会作るのもありでしょうし、一歩ずつでも前に進めていくようご検討いただければと思えます。

○栗田委員

意見書にある1の漁場の面積については調査する予算がないということだと思えますが2と3については、どういうところが難しくてなかなかできない状況なのかをお伺いしたいのですが。

○事務局（小林事務局長）

意見書の2は、増殖調整係数の具体的な算定方法について、今までの委員会で課題を説明させていただいていますが、3の遊漁料収入の見直しについては、桑員河川漁協独自の状況ですので今後聴き取り等を行っていきたくと思えます。

ちょうど今、目標増殖量に関する課題として、山口県から調査がきています。全県の動向について照会結果を情報共有していただけることになっていきますので、その内容をもとに今後検討していきたくと思えます。

○栗田委員

1については予算措置の問題ですよね。委員会として県に予算措置を講ずることを求める意見書を出されたらいかがでしょう。

○事務局（小林事務局長）

前回の調査の費用は何千万円という費用がかかっている、同じくらいの予算を要望するのは、なかなか難しいのかなと思います。

○水産資源管理課（稲葉主任）

委員会のなかで現状の面積を再度計算してほしいという要望が出ていることは聞いています。ただ、現在「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づいて、内水面振興という位置付けがされていますので、その中であゆの放流や遊漁者の確保、かわう対策等に対し、補助金という形で対応させていただいているという認識です。今後、平瀬の面積の課題に対しては、議論が必要になってくるのかなと思います。

○大野委員

1は、昔の測定はヘリコプターや飛行機を飛ばしましたが今はドローンで出来るから安いと思います。アバウトのもので良いなら衛星から画像解析で出すと更に安くできるのではないかと思います。

2の増殖調整係数の見直しは小委員会などでできると思いますが、遊漁料収入に比例して放流量を増やすというのは、遊漁料収入が多いとたくさん獲られて資源が減った分を補うために放流しようということだと思いますが、この計算に入っていないのが天然遡上量ですのでそれを調査しないといけないし、調査費も必要になってくると思います。

○金岩委員

内水面漁場管理委員会は、知事からの諮問機関であり、目標増殖量をきちんと決定することが求められていると思います。それを求める計算式に、生息面積というのがあるわけですから、それを確定しないと正確な増殖目標量の算定が難しいということを県に調査してくださいと戻すことくらいまでが委員会としてできることなのかなと思います。

2と3に関しては、この計算式の元々の一般的な考え方は、MSYなどを考えた時に環境収容力の半分くらいを担保しておけば、資源レベルが担保できるから50%が掛けられている。それに対して経済的に安定していないところは、そこから減らしても良いという意味と理解をしています。だから漁協が努力したら目標増殖量が上がってしまうというのは、正しい解釈ではないと思います。この50%というのが正しい目標増殖量なのかななどを小委員会などで議論したうえで、本委員会で協議した方が良いのではないかと私は考えています。

○井上委員

2の意見で「天然遡上も増えてきているにもかかわらず」とありますが毎年、天然遡上は違います。何を基本にしてこの意見を取入れるのか難しいと思います。

○大瀬会長

岐阜県の知人に聞いたら、平瀬の面積は、10年に一度の免許の更新時に調査していると言っていました。天然遡上については、河口堰に行って調べているみたいで年々減ってきているのと違うかな。でも納得できる数字がないと。

○井上委員

それを平均するのは難しいかと思います。

○勝木会長職務代理者

天然遡上の件は、桑員河川漁協に関しては、海からの天然遡上と理解できますが、私の名張川漁協や名張周辺の長瀬太郎生川漁協もそうなのですが、陸封のあゆの遡上ということも考えますと、なかなかイコールではないですが、天然遡上を増やすための努力は陸封の場合は可能ですよね。海からの遡上は恐らく計り知れないですし、毎年違うというのは理解できていますが、陸封された天然遡上は、ある程度努力していけば増殖していけると思います。そこをどう努力していくかを評価していただきたい。天然遡上を数値化していき、それを評価できれば、適正な放流量が出てきて、漁業者もやりがいを感じて、漁協の経営維持にも非常に有効ではないかという気がします。

○大瀬会長

はい、ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○事務局（葛西主査）

先ほど事務局長から話がありましたように、先日、山口県内水面漁場管理委員会事務局から目標増殖量の算定に関する照会がきました。漁協経営が厳しく見直しを考えており、全国の状況をお聞きしたいということです。全国の状況を取りまとめたものが提供されれば委員会で情報共有したいと考えています。また、目標増殖量の取扱方針についての協議については、過去には、小委員会を開催して議論したものもあれば、本委員会で議論を重ねていった案件もありますが、小委員会の設置につきましては、委員会運営規程に特別な事項を審議するため小委員会を置くことができるとありますので会長と相談させていただきたいと思います。

○大瀬会長

事務局と相談して、小委員会の設置について、次回の委員会で提案させていただきます。

それでは、提出された意見書に対し、ご審議いただきましたが、議案2については、事務局案の目標増殖量のとおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、告示等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

目標増殖量の告示について、説明させていただきます。

2-2ページをご覧ください。「第五種共同漁業権に係る令和8年度目標増殖量」の告示案です。令和8年2月27日付け、三重県内水面漁場管理委員会告示第1号で告示を予定しています。

○大瀬会長

議案2「第五種共同漁業権に係る令和8年度目標増殖量について」は、ただいまの内容として、可決し、告示することとします。

続きまして、報告事項1「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（内水面）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料3の3-1ページをご覧ください。令和7年12月17日付け、農林水第24-4256号で三重県農林水産部長から「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（内水面）について」報告がありました。

内容については、水産資源管理課から説明させていただきます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（稲葉主任）

資料3-1ページから説明させていただきます。こちら漁業法90条の規定により内水面漁協等の漁業権者の方は資源管理等の状況について、毎年都道府県に報告しなければならないことになっています。県はその受けた報告について、内水面漁場管理委員会に報告することになっているため、年一回すべての報告がそろった時点でこのようなかたちで報告させていただいています。

3-2ページをご覧ください。各漁協、免許番号1から17までありますが各漁協から資源管理の状況等の報告があったことを示しています。

続いて3-3ページ、3-4ページをご覧ください。先ほどいただいた報告をもとに、漁場を適切かつ有効に利用しているかどうかを県で判断した内容を示しています。この判断基準は、例えば紛争が起きているとか、漁場を利用していないとかそういったことがあるかどうかというところを県で確認し、もしこういったところで問題がある場合には県は内水面漁場管理委員会に諮ったうえで、漁場権者に指導又は勧告をすることになっております。現在資料にあるとおり、指導勧告すべき漁協はないと判断をしております。また3

－ 3 ページ、 3－ 4 ページについては、指導勧告に係る資料であるため委員限りとさせていただきます。

説明は以上となります。

○大瀬会長

ただいまの説明のありましたことについて、ご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○大瀬会長

意見がないようですので先に進みます。

その他 (1) 「サイバーセキュリティ方針の策定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (中西主幹)

資料 4－ 1 ページをご覧ください。

三重県電子情報安全対策基準 (三重県情報セキュリティポリシー) の改正についてご説明します。「1 改正の必要性」になります。地方自治法が改正され、令和 8 年 4 月 1 日までに各執行機関 (知事部局、議会、公営企業、各委員会) に対して、サイバーセキュリティを確保するための方針 (サイバーセキュリティ方針) を策定すること及びそれを公表することが義務づけられました。

「2 改正の内容」になります。各執行機関でサイバーセキュリティ方針を策定すること、および今回の法改正の趣旨 (セキュリティ対策は各執行機関で行うこと) を踏まえ、原則、各執行機関に適した形の情報セキュリティ対策のルールを各執行機関において策定します。

また内水面漁場管理委員会などの各執行機関の対応については、デジタル戦略企画課 (知事部局) が策定を支援することになります。

「3 改正のスケジュール」になります。令和 7 年度中にサイバーセキュリティ方針を策定します。そして、令和 8 年度中に各執行機関において、情報セキュリティ対策基準等の策定を行う予定になっています。

4－ 2 ページの概要図をご覧ください。その概要図の上が令和 7 年度までの状況。そして下の概要図が令和 8 年 4 月 1 日以降の概要図になっています。令和 7 年度中に三重県電子情報安全対策基準を改正し、三重県情報セキュリティポリシーを策定します。内水面漁場管理委員会としては、下の概要図になりますが、サイバーセキュリティ方針兼情報セキュリティ方針を知事部局と共同で策定し、情報セキュリティ基準についても、知事部局に準ずる内容としたいと考えています。

4－ 3 ページをご覧ください。こちらが三重県情報セキュリティポリシーサイバーセキュリティ方針兼情報セキュリティ基本方針 (共同策定版) となっております。このなかに三重県知事、議長、企業庁長等々ございますがそのなかに内水面漁場管理委員会も含めて

共同で策定したいと考えています。この4－3ページから4－8ページまでが共同策定版の案になります。そして4－9ページから4－15ページまでが全体構成の変更内容になります。左側が策定前、右側が策定後になっています。

4－16ページをご覧ください。こちらがスケジュール案になります。令和8年3月までに「サイバーセキュリティ方針兼情報セキュリティ基本方針（共同版）」を知事部局と策定したいと考えています。そして令和8年度以降情報セキュリティ対策基準等を策定していきたいと考えています。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

ただいまの説明のありましたことについて、なにかご意見はございませんか。

○委員

（意見なし）

○大瀬会長

意見ないようですので、その他（2）「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

今回は、緊急の議案等がなければ、4月の開催を予定しています。

議案につきましては、複数の漁協の遊漁規則の一部改正についての諮問書が提出される見込みです。日程について、後日メール等でご都合をお伺いするのと同時に遊漁規則の一部改正案についても事前にご確認をいただきたいと考えていますので併せてメールで連絡させていただきます。よろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

以上で本日の議案審議は、終了しました。

これをもちまして、委員会を閉会します。